

甲第154号証

2011年12月19日 原発の運転再開に反対する政府交渉での確認点

- ◆福島事故で地震によって配管が破損した可能性は否定できない
- ◆原発の運転再開については、安全協定が結ばれる地域への説明と理解が必要

2012.1.6 美浜の会

2011年12月19日の原発の運転再開に反対する政府交渉では、全国125団体で提出した質問・要請書に即して、福島原発事故の実態・原因が解明されていない問題を中心に、さまざまやり取りを行った。そこで主に、①地震による配管破損の可能性とストレステスト、②運転再開にあたっては、防災範囲の拡大に関連して隣接自治体の立地点並み安全協定締結を求める意向を尊重すべきではないかという問題について、下記のような確認点が得られた。

運転再開に当たっての「地元了解」という閑門を通過させないために、この確認点を最大限生かすよう運動を進めていこう。

◆交渉の主催団体

国際環境NGO グリーンピース・ジャパン／国際環境NGO FoE Japan／福島老朽原発を考える会（フクロウの会）／グリーン・アクション／美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

◆政府側出席者（8名）

原子力安全・保安院：原子力安全技術基盤課課長補佐（S T担当）田口達也／原子力防災課課長補佐 児玉智／原子力発電検査課係長 澤田 智宏／事故故障対策室係長 浅田尚久／事故故障対策室課長補佐 古作泰雄／原子力発電安全審査課耐震安全審査室課長補佐 御田俊一郎
資源エネルギー庁：電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課係長 吉田利幸
原子力安全委員会事務局：管理環境課課長補佐 栗原 潔／審査指針課安全調査官 柏村 博之

■地震による配管破損及びストレステスト等の問題

1. 福島第一原発1号機の非常用復水器系配管に、地震直後に0.3平方cmのひび割れが入った可能性は否定できること、及び、津波以後にひび割れが拡大した可能性も否定できないこと。この実態については、今後も現場調査が必要なことを確認。

2. 早期放射能放出とそのルートの問題

(1) 15:29の原子炉建屋外モニタリングポストMP-3の高警報については、ホワイトボードに書かれていたのは事実と認めるが、内容には否定的な傾向の回答。その根拠としては、

- ・電気系統の故障が考えられるが、確認はできていない。東電が報告しないから。
- ・他のモニタ（格納容器内と排気筒モニタ）が放射能をキャッチしていない。

⇒しかし、これだけでは、放射能が敷地に出ていたことは否定できないことを確認。

(2) 17:50ホワイトボードの記述については、「放射能が原子炉建屋内に存在したという確認はできていない、二重扉の場所で普通でも線量が上がることはある」、「東電がデータを出さない」と言訳。しかし、この時刻に放射能が建屋内に存在したことは否定できることは確認。

(3) IC系配管が破損していた可能性について、「まだ分からず、今後データを集めて原因究明していく」と回答。

3. IC系配管の耐震解析

IC系配管を取り替えたのは昭和50年頃かと思うが明確でない。検査は毎年実施しており、直近は平成22年6～8月の定検時。今回の耐震解析で、ある箇所の評価値は105MPaで許容値は310MPaなので破損するはずがない。もし実際に破損していればこの耐震解析は破綻。

4. ストレステスト

出てくれば順次審査する。保安院の評価を先生方に見てもらう。判断基準は保安院、安全委員会ともにまだない。どうなれば実態と原因が解明できることになるのか一明確な答えなし。

5. 耐震バックチェック作業について：これは、ストレステストの評価作業と平行して進めている。ストレステスト評価は、古い過去の耐震・津波評価方法でいったんとりまとめること。

■立地点並の安全協定締結を求める周辺自治体への対応について

当初エネ庁は「安全協定の締結は、自治体と事業者の関係なので、国から指示等をすることは考えていない。自治体の意向は全く関係ないとは言えないが、運転再開については、考慮する自治体の範囲や自治体の意向も含めて4大臣が総合的に判断する。政府方針では、運転再開と防災計画のリンクは謳われていないので、リンクが必要かどうかは分からぬ。今後地元への説明の中で自治体の意向を踏まえて判断されるものだと思う」とした。しかし、交渉の過程で保安院と原子力安全委員会の直接の担当者の発言が優勢となり、結局次のような確認点が得られた。

① 運転再開については、安全協定が結ばれる地域への説明と理解が必要である。

[保安院]

保安院も、最初は「防災計画の策定と運転再開とは関係ないと思っている」と回答したが、運転再開を行う前に、安全協定を締結した自治体に対して説明し、理解を得る必要があるかどうか問うと、以下のように、エネ庁とは異なる考え方を示した。

- ・安全協定を結んだ自治体に対しては説明が必要だと思う。
- ・安全協定を結んだ自治体の理解が無くて、運転再開はありえないと思う。
- ・安全協定を結んだ地域の方々にも、当然説明して理解してもらうことが必要だと思う。

[原子力安全委員会]

- ・安全協定を締結しようとする自治体の意向は尊重すべきである。

②30～50km圏では安全協定が結ばるべきである。

[保安院]

・安全協定は電力会社と自治体の間の問題だが、今回拡大された30km、場合によっては50kmの防災範囲は尊重されるべきで、尊重されない場合は電力会社を指導する。

[原子力安全委員会]

・30、50kmに拡大された防災範囲における防災対策を効果的に実施するためには、地域防災計画等を作る際に、その範囲の自治体や住民等が関与する枠組みを構築し、その決定プロセスへの参加を確保することが重要である。
・安全協定があれば、防災対策がより実効的に行えるということが原子力安全委員会内で議論されている。

③SPEEDIの情報等、国が持っている情報は可能な限り提供すべきである。

[原子力安全委員会]

・滋賀県等からSPEEDIの情報の提供をするように連絡を受けているが、SPEEDIなど防災対策を行う上で国が持っている情報は可能な限り都道府県に与えるべきである。